**第３期佐賀県薬剤師会薬剤師奨学金制度についてよくある質問 （ＦＡＱ集）**

R050616

**＜学生向けＦＡＱ＞**

## １ 奨学金制度の概要

Ｑ１－１ 奨学金貸与は誰が受けられますか。

Ｑ１－２ 大学６年卒又は４年卒で国試受験資格取得のための大学院生以外の一般的な大学院生は対象になりますか。

Ｑ１－３ ４年制薬学課程を修めて卒業し、かつ、大学院において薬学の修士課程を卒業し、その後大学院に修学せず実務実習のみの年度でも奨学生の対象となりますか。

Ｑ１－４ 奨学金の貸与は何年間受けられますか。

Ｑ１－５ 奨学金の貸与額はどれくらいですか。

Ｑ１－６ どのようなときに返還免除となりますか。

Ｑ１－７ 返還免除を受けるために、免許取得後従事する薬局は、指定薬局であればどこでもよいのです か。

Ｑ１－８ これから薬学部に進学するつもりですが、将来受けられますか（制度はいつまで続きますか）

## ２ エントリーシートの提出

Ｑ２－１ 奨学金募集の提出（エントリーシートの提出）期間はいつまでですか。

Ｑ２－２ 親が佐賀県内在住で私が福岡県の高校を卒業した場合は対象になりますか。

Ｑ２－３ 県内高校出身ですが、親は転勤のため現在県外在住です。奨学金貸与の対象になりませんか。

Ｑ２－４ 県内高校出身ですが、親はずっと県外在住です。奨学金貸与の対象になりませんか。

Ｑ２－５ エントリーシートを提出すると、連絡があるのですか。

## ３ エントリーシート提出後（指定薬局の選択、マッチングの選択）

Ｑ３－１ 提出後は何をすればよいのですか。

Ｑ３－２ 指定薬局の選択は、１つでないといけないのでしょうか。

## ４ マッチングセミナー

Ｑ４－１ マッチングとはどのようなことでしょうか。

Ｑ４－２ マッチングセミナーとは何をするのですか。

Ｑ４－３ マッチングセミナーはいつどこで開催されますか。

Ｑ４－４ 既に予定が入っているのですが、マッチングセミナーは必ず出席しなければならないですか。

Ｑ４－５ マッチングセミナーに欠席すると、希望の薬局から奨学金をもらうためには不利になりますか。

## ５ マッチングの成立

Ｑ５－１ マッチングが成立したことは、どういった形で連絡があるのですか。

Ｑ５－２ マッチング成立により、奨学金貸与が決まったことになるのですか。

Ｑ５－３ 指定薬局からの推薦が予定数を超過した場合はどのようにして選定（内定）しますか。

Ｑ５－４ 指定薬局からの推薦に順位がありますが、どのようにして推薦順位が決まるのでしょうか。

Ｑ５－５ マッチング成立後に、マッチング相手（薬剤師免許取得後、薬剤師として業務に従事する薬局）を変更する

ことはできますか。

## ６ 奨学金貸与に係る三者契約

Ｑ６－１ 大学からの推薦書は、誰に推薦してもらったらよいですか。

Ｑ６－２ 成績証明書は何年分必要でしょうか。

Ｑ６－３ 連帯保証人のうちの一人の３親等以内について、もう一人の親を立てることができますか。

Ｑ６－４ ３親等以内で連帯保証人となる親族がいない場合は、どうすればよいですか。

Ｑ６－５ 親等の住民票について、現在、県外に在住していますが、その住民票で構いませんか。

Ｑ６－６ マッチングが成立していても、奨学金貸与の対象にならないことがあるのですか。

Ｑ６－７ 抽選はどうやって行うのですか。また、貸与決定の抽選に外れた場合は、どうなりますか。

Ｑ６－８ 他の奨学金との重複受給は認められますか。

## ７ 奨学金貸与期間、薬剤師免許取得まで

Ｑ７－１ ６年次へ進級し、引き続き奨学金の貸与を受ける場合に、手続きはありますか。

Ｑ７－２ 要領第６－２－(1)のおって書きに「４年制薬学課程卒業者で大学院に修学していない奨学生については、

別途県薬に相談すること。」とありますが、２年目の手続きは具体的にはどうすればよいでしょうか。

Ｑ７－３ ６年次に進級できましたが、卒業延期となってしまいました。どうしたらよいでしょうか。

Ｑ７－４ ６年次へ進級できませんでした。奨学金貸与を続けられますか。

Ｑ７－５ 最短年数で無事卒業できましたが、薬剤師国家試験に落ちてしまいました。どうしたらよいで しょうか。

Ｑ７－６ 退学処分や停学処分を受けたときはどうなりますか。

Ｑ７－７ 休学することになったのですが、どのような取扱いになりますか。

Ｑ７－８ やむを得ない理由による休学と認められましたが、１年未満で復学できませんでした。

どのような取扱いになりますか。

Ｑ７－９ 住所が変わりました。届け出は必要ですか。

## ８ 卒業後、奨学金貸与の返還について

Ｑ８－１ 奨学金貸与期間の１．５倍相当期間を指定薬局の薬剤師として業務に従事した場合は返還を免除するとあり

ますが、具体的にどういうことですか。

Ｑ８－２ 奨学金貸与期間の１．５倍相当期間を指定薬局で勤務を開始し、又は満了した場合は届出が必要ですか。

Ｑ８－３ 薬剤師としての免許申請は５月頃になるはずですが、それまで従事した間の分はカウントされ ないので

しょうか。

Ｑ８－４ １．５倍相当の期間中に指定薬局で従事しない時期が生じた場合はどうなるのですか。

Ｑ８－５ 卒業後、事情により県外で就職しなければならなくなったときはどうしたらよいですか。

|  |
| --- |
| **１ 奨学金制度の概要** |
| Ｑ１－１奨学金貸与は誰が受けられますか。 | Ａ１－１次の薬学生等が対象となります。1. 大学の６年制薬学課程に進学した５年生又は６年生

②学校教育法に基づく大学に入学し、４年制薬学課程を修めて卒業し、かつ、大学院において薬学の修士若しくは博士の課程を修学する者又は修士の課程を卒業した者であって、薬剤師国家試験受験資格が得られる年度の直近1年又は２年の期間の者③薬剤師免許を取得している大学院生で卒業（第７－４－(1)－④の自主退学を含む。）年度の直近１年又は２年の期間の者なお、①及び②は、奨学金貸与中は留年等がなく正規の修学の最短コースで薬剤師国家試験受験資格が得られる者でなければなりません。 |
| Ｑ１－２大学６年卒又は４年卒で国試受験資格取得のための大学院生以外の一般的な大学院生は、対象になりますか。 | Ａ１－２Ａ１－１に記載する対象者以外の大学院生は、対象になりません。すなわち、薬剤師免許を取得せずに単に大学院に就学している者は対象になりません。ただし、Ａ１－１－③のとおり薬剤師免許を取得している大学院生は、対象になります。 |
| Ｑ１－３４年制薬学課程を修めて卒業し、かつ、大学院において薬学の修士課程を卒業し、その後大学院に修学せず実務実習のみの年度でも奨学生の対象となりますか。 | Ａ１－３薬学の修士の課程を卒業した者であって、薬剤師国家試験受験資格が得られる年度の直近1年又は２年の期間の者であれば、奨学生の対象となります。 |
| Ｑ１－４奨学金の貸与は何年間受けられますか。 | Ａ１－４（１）薬剤師国家試験受験資格が得られる年度の直近の１年又は２年の期間です。①６年制薬学課程の場合は、５年生から６年生の２年（２４か月）又は６年生の１ 年（１２か月）の期間です。②４年制薬学課程卒業者で薬学の修士・博士課程の大学院生若しくは修士課程を卒業した者の場合は、薬剤師国家試験受験資格が得られる年度の直近１年又は２年の期間です。③薬剤師免許を取得している大学院生は大学院卒業（自主退学を含む。）年度の直近の１年又は２年の期間です。なお、①及び②は、奨学金貸与終了後１年半の間に薬剤師免許取得できなければ奨学金の返還が必要となりますので注意が必要です。 |
| Ｑ１－５奨学金の貸与額はどれくらいですか。 | Ａ１－５毎月１０万円、１年間で計１２０万円です。 |
| Ｑ１－６どのようなときに返還免除となりますか。 | Ａ１－６薬剤師免許取得後、一定期間（貸与期間の１．５倍）指定薬局で薬剤師として従事すると全額免除されます。（例：２年間貸与の場合は３年間従事することが必要です。） |
| Ｑ１－７返還免除を受けるために、免許取得後従事する薬局は、指定薬局であればどこでも良いのですか。 | Ａ１－７いいえ、従事する薬局はあらかじめ指定薬局の中から選んで決めておかなくてはなりません。その相手を決めるのがマッチングです。正式に奨学生となるためには、指定薬局と佐賀県薬剤師会との三者での契約が必要となります。 |
| Ｑ１－８これから薬学部に進学するつもりですが、将来受けられますか（制度はいつまで続きますか）。 | Ａ１－８この制度では、概ね５０人程度の薬剤師を確保することを目的として、毎年概ね１０人程度の薬学生等に奨学金を貸与することとしていますので、永久に続くものではありません。今のところ、令和５年度から９年度までの５年間の募集が対象となります。 |
| **２ エントリーシートの提出** |
| Ｑ２－１奨学金募集の提出（エントリーシートの提出）期間はいつまでですか。 | Ａ２－１貸与開始対象の募集期間は、８月１日～１月３１日までです。なお、できる限りマッチングセミナー開催日までに提出していただくことが望ましいです。また、１月３１日までに定員に満たない場合は、追加募集することもあります。 |
| Ｑ２－２親が佐賀県内在住で私が福岡県の高校を卒業した場合は対象になりますか。 | Ａ２－２出身地等は県内・県外を問いませんので、県外出身者も応募できます。ただし、親が県外在住の場合は、次のとおり選定順位が下がります。要領第５－２　奨学生の選定（内定）（抜粋）(2) 奨学生の選定（内定）は、次の順に従って実施し、それぞれの段階で推薦者数が予定数を超える場合は、その都度抽選とする。　　なお、抽選については、貸与希望薬学生等自身、親等又は薬局開設者のいずれかによる抽選とする。1. 原則として、親等が県内に在住している者とする

　　　ただし、予定数を超える場合は、次の順に従って選定（内定）する　　　ア　一つの指定薬局開設者当り１名　　　イ　一つの指定薬局当り１名　　　ウ　イでも予定数に満たない場合は１つの指定薬局当り２人目　　　エ　その後はウの３人目以降を順次繰り返す　　　②　①による奨学生の選定（内定）数が予定数に満たない場合は、①以外の者の中から①のただし書きの順に従って選定（内定）する |
| Ｑ２－３県内高校出身ですが、親は転勤のため現在県外在住です。奨学金貸与の対象になりませんか。 | Ａ２－３原則として対象になりますが、県薬剤師会内でエントリーシート提出後に審査を行い、決定します。元々は県内在住であったことや、県外への転居となった理由を確認しますので、エントリーシートに加えて資料提出を求めることがあります。 |
| Ｑ２－４県内高校出身ですが、親はずっと県外在住です。奨学金貸与の対象になりませんか。 | Ａ２－４対象となる者は、Ａ２―２に記載のとおり原則として「親等が県内に在住している者」がまず選定（内定）されます。その次に予定数に満たない場合に「親等が県外に在住している者」が選定（内定）対象となります。すなわち、佐賀県出身の方を主として対象としておりますので、ご家族が県内に全く住んでいなかった場合は予定数に満たない場合に対象となります。 |
| Ｑ２－５エントリーシートを提出すると連絡があるのですか。 | Ａ２－５エントリーシートに記載された内容が奨学生としての対象要件を満たしていない場合には連絡します。エントリーシートの情報は各指定薬局に提供します。また、マッチングセミナー参加について、県薬剤師会から確認の連絡をします。 |
| **３　エントリーシート提出後（指定薬局の選択、マッチングの選択）** |
| Ｑ３－１提出後は何をすればよいのですか。 | Ａ３－１薬剤師免許取得後、薬局薬剤師として業務に従事したい薬局の候補を「指定薬局等一覧」から探して、直接問い合わせをすることができます。また、マッチングセミナーにできる限り参加をしてください。 |
| Ｑ３－２指定薬局の選択は、１つでないといけないのでしょうか。 | Ａ３－２マッチング（貸与希望学生等と指定薬局等との引き合わせ） が成立するまでは、複数の指定薬局と交渉することができますが、最終的には一つの指定薬局を決めなければなりません。なお、一つの薬局で複数の薬学生等も可能ですが、Ａ２－２のとおり選定（内定）順位が下がりますのでご留意ください。 |
| **４ マッチングセミナー** |
| Ｑ４－１マッチングとはどのようなことでしょうか | Ａ４－１この奨学金制度は、あなたが薬剤師国家試験に合格した後に就業する指定薬局等について、あなたとその指定薬局等との合意（契約）によって成立する制度です。その両者が直接会って、合意形成するためのステップがマッチングです。 |
| Ｑ４－２マッチングセミナーとは何をするのですか | Ａ４－２この制度に参加している各指定薬局の担当者に直接会って話を聞くことができますし、状況が整えば、マッチングセミナーの場で両者が合意形成することもできます。奨学金制度の詳細について相談もできます。 |
| Ｑ４－３マッチングセミナーはいつどこで開催されますか | Ａ４－３毎年、１１月から１２月の間に佐賀県薬剤師会館で開催する予定です。（コロナ対策で、webやハイブリッド型開催の場合あり）開催の日程につきましては、募集案内パンフレットや薬剤師会ホームページにご案内します。 |
| Ｑ４－４既に予定が入っているのですが、マッチングセミナーは必ず出席しなければならないのですか。 | Ａ４－４、Ａ４－５必ず出席しなければならないものではありませんが、複数の指定薬局の担当者に直接会って話ができる貴重な機会ですので、参加することをおすすめします。なお、マッチングセミナー後は、貸与希望学生と指定薬局等のマッチングが成立するまで随時、交渉することとなります。まだマッチングが済んでいない指定薬局等の情報は、県薬剤師会にお問い合わせください。 |
| Ｑ４－５マッチングセミナーに欠席すると、希望の薬局から奨学金をもらうためには不利になりますか。 |
| **５ マッチングの成立** |
| Ｑ５－１マッチングが成立したことは、どういった形で連絡があるのですか。 | Ａ５－１マッチングが成立したら、指定薬局が県薬剤師会にあなたを奨学生としてふさわしい旨推薦することになっており、その際に、指定薬局から連絡があります。また、佐賀県薬剤師会からも、あなたに直接、意向確認の連絡があります。 |
| Ｑ５－２マッチング成立により、奨学金貸与が決まったことになるのですか。 | Ａ５－２マッチングが成立しますと次の手順により選定（内定）されますので、正式に貸与決定がなされるまでは、決まったことになりません。①２月末までに指定薬局から県薬剤師会に貸与希望薬学生等としての推薦②推薦された貸与希望薬学生等を県薬剤師会に登録③２月末日の締め切りの後に奨学生として選定（内定）※予定数を超える場合は、Ａ２－２に記載している方法で選定④翌年度の 4 月末日までに薬剤師奨学金貸与申請書により申請⑤奨学金制度審査会で審査⑥審査後に最終決定⑦奨学金貸与者（奨学生）に決定通知 |
| Ｑ５－３指定薬局からの推薦が予定数を超過した場合はどのようにして選定（内定）しますか。 | Ａ５－３奨学生の選定（内定）方法は、Ａ２－２に記載しているとおりです。 |
| Ｑ５－４指定薬局からの推薦に順位がありますが、どのようにして推薦順位が決まるのでしょうか。 | Ａ５－４指定薬局からの推薦人数が予定数を超える場合はＡ２－２の記載のとおり抽選となりますが、抽選の対象なるための順位を指定薬局開設者が決定します。なお、推薦順位については指定薬局開設者と話し合いをしてください。 |
| Ｑ５－５マッチング成立後に、マッチング相手（薬剤師免許取得後、薬剤師として業務に従事する薬局）を変更することはできますか。 | Ａ５－５原則できません。 |
| **６ 奨学金貸与に係る三者契約** |
| Ｑ６－１ 大学からの推薦書は、誰に推薦してもらったらよいですか。 | Ａ６－１大学・大学院学長または薬学部長の推薦書を推奨しています。それらが困難な場合は、指導教官でも構いません。様式は任意ですが、佐賀県薬剤師会でも推薦書のひな型（実施要領別添のひな形を参照）を準備しています。 |
| Ｑ６－２成績証明書は何年分必要でしょうか。 | Ａ６－２６年制薬学課程の薬学生は、５年生から奨学金を受ける場合は１～４年生の成績証明書、６年生から受ける場合は１～５年生のものを提出してください。４年制薬学課程を終了し、大学院に修学中の者は４年制薬学課程の全部及び大学院の前学年の分又は修士課程を卒業したものは４年制薬学課程及び大学院の全部の分を提出してください。なお、前学年の成績証明書が間に合わない場合は、前々学年までのもので構いません。また、薬剤師免許取得者の成績証明書は不要です。 |
| Ｑ６－３連帯保証人のうちの一人の３親等以内について、もう一人の親を立てることができますか。 | Ａ６－３両親二人が連帯保証人になることは好ましくありませんので、他の方（祖父母、叔父叔母）にお願いしてください。 |
| Ｑ６－４３親等以内で連帯保証人となる親族がいない場合は、どうすればよいですか。 | Ａ６－４３親等以外で確実に連帯保証をしていただける方について県薬剤師会に相談してください。 |
| Ｑ６－５親等の住民票について、現在、県外に在住していますが、その住民票で構いませんか。 | Ａ６－５親等が県外在住の場合、住民票は不要です。ただし、県内に在住していたが、親が転勤等のため現在県外在住しているなどの場合は、住民票により元々県内在住であったことを確認しますので、住民票を提出してください。なお、転居回数が多く住民票の記載では確認できない場合は、他の方法による確認を検討しますので県薬剤師会に相談してください。 |
| Ｑ６－６マッチングが成立していても、奨学金貸与の対象にならないことがあるのですか。 | Ａ６－６申請後、奨学金貸与の適格者かどうかの審査を行います。貸与適格者数が予定数を超えている場合は、Ａ２－２に記載しているとおり適格者の中から抽選により、貸与対象者を決定します。 |
| Ｑ６－７抽選はどうやって行うのですか。また、貸与決定の抽選に外れた場合は、どうなりますか。 | Ａ６－７貸与希望薬学生自身、親等又は薬局開設者がお互いで話し合って抽選者を決めてもらい、いずれかが参加して抽選を行います。抽選に外れた場合は、残念ながら貸与はありません。 |
| Ｑ６－８他の奨学金との重複受給は認められますか。 | Ａ６－８次の条件を満たしている場合は認められます。① 他の奨学金制度が重複受給を禁止していないこと。② 他の奨学金制度で卒業した後の就学先に制限がないこと。 |
| **７　奨学金貸与期間、薬剤師免許取得まで** |
| Ｑ７－１６年次へ進級し、引き続き奨学金の貸与を受ける場合に、手続きはありますか。 | Ａ７－１薬剤師会へ在学証明書を提出していただき、６年次への進級確認を受けてください。なお、提出された在学証明書に学年の記載がない場合は電話等で確認をさせていただきます。 |
| Ｑ７－２要領第６－２－(1)のおって書きに「４年制薬学課程卒業者で大学院に修学していない奨学生については、別途県薬に相談すること。」とありますが、２年目の手続きは具体的にはどうすれば良いでしょうか。 | Ａ７－２薬学の修士の課程を卒業した者であって、薬剤師国家試験受験資格が得られる年度の直近１年又は２年の期間の者であれば奨学生の対象となり、この２年目の手続きは薬剤師国家試験の受験資格を得るために必要な内容及び最短のコースであることの説明を記載した書類の提出が必要です。 |
| Ｑ７－３６年次に進級できましたが、卒業延期となってしまいました。どうしたら良いでしょうか。 | Ａ７－３奨学金は６年次の１２か月分貸与で終了します。卒業延期後の期間は奨学金貸与がありません。奨学金貸与終了後の翌月（４月）から1年半を加える期間内（すなわち翌年度）の薬剤師国家試験に合格した場合、その後は通常卒業と同様の取扱いになりますが、合格できなかった場合は、奨学金を返還しなければなりません。なお、返還にあたっては、分割での返還も可能です。（返還の最大期間：奨学金の貸与期間） |
| Ｑ７－４６年次へ進級できなかったのですが、どうしたら良いでしょうか。 | Ａ７－４奨学金貸与は打ち切られます。また、既に貸与を受けた分の奨学金を返還しなければなりません。なお、返還にあたっては、最大１２か月間の分割返還も可能です。 |
| Ｑ７－５最短年数で無事卒業できましたが、薬剤師国家試験に落ちてしまいましたが、どうしたら良いでしょうか。 | Ａ７－５最初の国家試験に落ちても、直ちに返還が求められるわけではなく、１年半の猶予がありますので、翌年度の薬剤師国家試験に合格した場合、その後は通常卒業と同様の取扱いになります。ただし、翌年度に合格できなかった場合は、奨学金を返還しなければなりません。なお、返還にあたっては、分割での返還も可能です。（返還の最大期間：奨学金の貸与期間） |
| Ｑ７－６退学処分や停学処分を受けたときはどうなりますか。 | Ａ７－６奨学金貸与は打ち切られます。奨学金を返還しなければなりません。なお、返還にあたっては、分割での返還も可能です。（返還の最大期間：奨学金の貸与期間） |
| Ｑ７－７休学することになったのですが、どのような取扱いになりますか。 | Ａ７－７県薬剤師会で審査を行い、やむを得ない理由による休学と認めた場合は、奨学金の貸与を停止します。貸与を停止し、休学期間が１年未満で復学した場合は、奨学金貸与を再開します。認められなかった場合は、直ちに貸与が廃止され、これまで貸与を受けた奨学金は返還しなければなりません。なお、返還にあたっては、分割での返還も可能です。（返還の最大期間：奨学金の貸与期間） |
| Ｑ７－８やむを得ない理由による休学と認められましたが、１年未満で復学できませんでした。どのような取扱いになりますか。 | Ａ７－８貸与を受けた奨学金を返還しなければなりませんが、県薬剤師会が認めた場合に限り、返還の期日が猶予されます。なお、返還にあたっては、分割での返還も可能です。（返還の最大期間：奨学金の貸与期間） |
| Ｑ７－９住所が変わりました。届け出は必要ですか。 | Ａ７－９すみやかに届出書（変更等届）を提出してください。 |
| **８　卒業後、奨学金貸与の返還について** |
| Ｑ８－１奨学金貸与期間の１．５倍相当の期間を指定薬局の薬剤師として業務に従事した場合は、返還を免除するとありますが、具体的にどういうことですか。 | Ａ８－１奨学金を１年間受領した奨学生は１年半以上、２年間受領した奨学生は３年以上、指定薬局で従事することをいい、奨学金の全額を返還免除します。 |
| Ｑ８－２奨学金貸与期間の１．５倍相当期間を指定薬局で勤務を開始し、又は満了した場合は届出が必要ですか。 | Ａ８－２指定薬局に勤務を開始し、又は勤務を満了したときは届出書（勤務開始（満了）届出書）を提出してください。なお、この届出書には、薬局開設者の法人名と代表者名（署名）を貰ってください。 |
| Ｑ８－３薬剤師としての免許申請は５月頃になるはずですが、それまで従事した間の分はカウントされないのでしょうか。 | Ａ８－３国家試験合格後の４月を起点としますので、カウントされます。 |
| Ｑ８－４１．５倍相当の期間中に指定薬局で従事しない時期が生じた場合はどうなるのですか。 | Ａ８－４従事しない事態が生じた理由にもよりますので、従事している指定薬局又は県薬剤師会に直接相談してください。 |
| Ｑ８－５卒業後、事情により県外で就職しなければならなくなったときはどうしたらよいですか。 | Ａ８－５貸与を受けた奨学金を返還しなければなりません。なお、返還にあたっては、分割での返還も可能です。（返還の最大期間：奨学金の貸与期間） |

**＜薬局向けＦＡＱ＞**

R050616 現在

## ９ 指定薬局

Ｑ９－１ 薬局開設者の指定申請は、毎年度申請が必要ですか。

Ｑ９－２ 薬局の指定申請は、毎年度できますか。

Ｑ９－３ 県外の薬局開設者でも指定申請ができますか。

Ｑ９－４ 指定を受けようとする薬局の管理薬剤師は、正会員でなければならないですか。

Ｑ９－５ 指定を受けようとする薬局の軒数の制限がありますか。

 Ｑ９－６ 指定申請者は、「薬局における事業等取組状況報告書」を提出するようになっていますがどうしてですか。

Ｑ９－７ 「薬局における事業等取組状況報告書」は申請者が記載して申請するのですか。

Ｑ９－８ 薬局開設者の指定の選定順位はありますか。

Ｑ９－９ 指定薬局の応募の数に制限がありますか。

Ｑ９－１０ 指定薬局開設者一覧表はどのように活用するのですか。

**１０エントリーシートの活用及びマッチングセミナー**

Ｑ１０－１ エントリーシートはどのように活用するのですか。

Ｑ１０－２ 薬学生等への最初のアプローチはどうすれば良いですか。

Ｑ１０－３ マッチングセミナーはどのようなものですか。

Ｑ１０－４ マッチングセミナーは何回ぐらい、何処で開催しますか。

Ｑ１０－５ 県薬は指定薬局開設者と薬学生等とのマッチングにどのように関与しますか。

Ｑ１０－６ マッチングセミナー開催時に薬局のパンフレットを薬学生等に配布して良いでしょうか。

**１１　指定薬局における薬学生への判断**

Ｑ１１－１ 指定薬局開設者は奨学生としての適格性判断はどのようにするのですか。

Ｑ１１－２ 指定薬局開設者は奨学生として推薦を同一薬局で複数名の薬学生等を推薦できますか。

Ｑ１１－３ 推薦順位はどのようにすればよいでしょうか。

Ｑ１１－４ 複数の指定薬局（支店）で複数の薬学生等を推薦している場合の推薦順位はどのようにすればよいか。

Ｑ１１－５ 奨学生として選定（内定）を受けた開設者又は指定薬局は、次の段階でも選定（内定）を受けることができますか。

Ｑ１１－６ 「一つの指定薬局開設者当たり１名」又は「一つの指定薬局当たり１名」はどのように算定するのですか。

Ｑ１１－７ 指定薬局開設者は奨学生として推薦はどのようにするのですか。

Ｑ１１－８ 薬学生等の意向確認はどうするのですか。

Ｑ１１－９ 奨学金貸与の決定はどのようにしてするのですか。

|  |
| --- |
| **９　指定薬局** |
| Ｑ９－１薬局開設者の指定申請は、毎年度申請が必要ですか。 | Ａ９－１毎年度申請が必要です。一度申請した同一薬局開設者でも申請できます。ただし、１奨学生が２年目のときは申請する必要はありません。 |
| Ｑ９－２薬局の指定申請は、毎年度できますか。 | Ａ９－２毎年度申請ができます。 |
| Ｑ９－３県外の薬局開設者でも指定申請ができますか。 | Ａ９－３指定を受けようとする県内の薬局の管理薬剤師が正会員であれば、県外の薬局開設者でも申請できます。 |
| Ｑ９－４指定を受けようとする薬局の管理薬剤師は、正会員でなければならないですか。 | Ａ９－４この奨学金制度は、薬剤師会が実施する事業であることから指定薬局開設者又は奨学金決定薬局の管理薬剤師が県薬の正会員でなければなりません。 |
| Ｑ９－５指定を受けようとする薬局の軒数の制限がありますか。 | Ａ９－５この奨学金制度は、できる限り会員の皆様に広くご利用いただきたいと計画しており、指定薬局として応募する薬局の軒数に制限はありません。ただし、次のとおり奨学生が予定数を超える場合は優先順位が下がります。要領第５－２　奨学生の選定（内定）（抜粋）(2) 奨学生の選定（内定）は、次の順に従って実施し、それぞれの段階で推薦者数が予定数を超える場合は、その都度抽選とする。　　なお、抽選については、貸与希望薬学生等自身、親等又は薬局開設者のいずれかによる抽選とする。　①　原則として、親等が県内に在住している者とする　　　ただし、予定数を超える場合は、次の順に従って選定（内定）する　　　ア　一つの指定薬局開設者当り１名　　　イ　一つの指定薬局当り１名　　　ウ　イでも予定数に満たない場合は１つの指定薬局当り２人目　　　エ　その後はウの３人目以降を順次繰り返す　　　②　①による奨学生の選定（内定）数が予定数に満たない場合は、①以外の者の中から①のただし書きの順に従って選定（内定）する |
| Ｑ９－６指定申請者は、「薬局における事業等取組状況報告書」を提出するようになっていますがどうしてですか。 | Ａ９－６薬剤師の確保が地域医療体制の充実のために本当に必要であるのか、県の補助目的に沿っている薬局であるのかを「事業等取組状況報告書」を参考に判断します。 |
| Ｑ９－７「薬局における事業等取組状況報告書」は申請者が記載して申請するのですか。 | Ａ９－７「事業等取組状況報告書」は奨学金指定を受けようとする薬局について薬局開設者が記載するようになっています。なお、「事業等取組状況報告書」に記載された内容については、審査会において薬局機能情報及び必要があれば現地調査などにより精度を高める予定です。 |
| Ｑ９－８薬局開設者の指定の選定順位はありますか。 | Ａ９－８この奨学金制度は、できる限り会員の皆様に広くご利用いただきたいと計画しています。ただし、Ａ９－５に記載のとおり、奨学生が予定数を超える場合は選定（内定）順位が下がります。 |
| Ｑ９－９指定薬局の応募の数に制限がありますか。 | Ａ９－９指定を受けようとする薬局（支店）の数に制限はありません。ただし、Ａ９－５に記載のとおり、奨学生が予定数を超える場合は選定（内定）順位が下がります。 |
| Ｑ９－１０指定薬局開設者一覧表はどのように活用するのですか。 | Ａ９－１０指定薬局開設者一覧表は、奨学金を希望する薬学生**等**に配布して、薬局開設者及び奨学金決定薬局の選定の参考にしてもらいます。 |
| **１０エントリーシートの活用及びマッチングセミナー** |
| Ｑ１０－１エントリーシートはどのように活用するのですか。 | Ａ１０－１エントリーシートは、奨学生としての要件に適合しているかどうかを審査します。また、指定薬局開設者が薬学生等の選定の参考にしていただくための資料となります。 |
| Ｑ１０－２薬学生等への最初のアプローチはどうすれば良いですか。 | Ａ１０－２薬学生等からは指定薬局開設者へのアプローチはいつでもできますが、指定薬局開設者からのアプローチはマッチングセミナー開催後でなければこれをしてはなりません。マッチングセミナー終了後はいつでも自由に学生にアプローチできます。 |
| Ｑ１０－３マッチングセミナーはどのようなものですか。 | Ａ１０－３マッチングセミナーでは、以下の内容の実施を計画しています。　・奨学金制度の説明　・指定薬局開設者と薬学生等のマッチング（出会い）の場の設定による相互の面談等　・奨学金に関する全体的な相談等 |
| Ｑ１０－４マッチングセミナーは何回ぐらい、何処で開催しますか。 | Ａ１０－４年１回１１～１２月頃、佐賀県薬剤師会館で予定しています。開催日時が決定しましたらお知らせします。（コロナ対策で、webやハイブリッド型開催の場合あり） |
| Ｑ１０－５県薬は指定薬局開設者と薬学生等とのマッチングにどのように関与しますか。 | Ａ１０－５県薬は、指定薬局開設者と薬学生等の出会いの場としてマッチングセミナーの開催などを実施します。また、指定薬局開設者と薬学生等のマッチングのために仲介、双方の思いや相談を受け、双方へ伝達するなどの関与を行います。 |
| Ｑ１０－６ マッチングセミナー開催時に薬局のパンフレットを薬学生等に配布して良いでしょうか。 | Ａ１０－６マッチングセミナー開催時の配布資料として薬局の概要書（県薬が別途通知する様式）を配布してください。また、その他に薬局独自のパンフ等も配布できます。 |
| **１１　指定薬局における薬学生への判断** |
| Ｑ１１－１指定薬局開設者は奨学生としての適格性判断はどのようにするのですか。 | Ａ１１－１指定薬局開設者は、エントリーシートを参考にしながら次の項目について本人に確認を取り、適格性の判断をします。（判断項目）・成績は優秀か（本人が同意すれば成績書を見せて貰うことも可）・薬学生５・６年生であるか、又は大学院生（修士課程卒業者を含む。）で薬剤師国家試験受験資格取得年度の直近１年間又は２年間の者であるか。・親等が県内在住であるか・卒業後薬剤師として県内の自社の薬局に勤務を希望するか　　・連帯保証人（２名）はいるかなお、最終的には奨学金貸与契約書により確認します。 |
| Ｑ１１－２指定薬局開設者は奨学生として推薦を同一薬局で複数名の薬学生等を推薦できますか。 | Ａ１１－２貸与希望薬学生等の推薦の人数に制限がありませんので一つの指定薬局で複数名を推薦できます。ただし、Ａ９－５に記載のとおり、選定（内定）の順位がありますので、薬学生等ごとに推薦順位を決めてください。 |
| Ｑ１１－３ 推薦順位はどのようにすればよいでしょうか。 | Ａ１１－３一つの開設者が複数の支店又は一つの薬局（支店）で複数の貸与希望薬学生等の推薦ができます。指定薬局開設者は、推薦順位についてＡ９－５の選定（内定）順位に留意しながら薬学生等と話し合いをし、推薦する全員の推薦順位を一連番号で決めてください。なお、推薦順位は指定薬局と薬学生等のマッチング登録締切（２月末）後の選定（内定）で抽選がある場合は、その抽選前までに最終順位を決定してください。 |
| **Ｑ１１－４**複数の指定薬局（支店）で複数の薬学生等を推薦している場合の推薦順位はどのようにすればよいか。 | **Ａ１１－４**指定薬局の数や薬学生等の数にかかわらずＡ９－５の選定方法に留意しながら一つの指定薬局開設者で一連番号を振ってください。 |
| Ｑ１１－５ 奨学生として選定（内定）を受けた開設者又は指定薬局は、次の段階でも選定（内定）を受けることができますか？ | Ａ１１－５奨学生としての選定（内定）の方法は、Ａ９－５のとおりです。まず、「①県内出身者」の中から選定（内定）します。ただし、「①」で予定数を超える場合は、次の順に従って選定（内定）します。「ア 一つの指定薬局開設者当り１名」を選定（内定）します。次に「ア」で予定数に満たない場合は、次の「イ 一つの指定薬局当り１名」を選定（内定）しますが、「ア 一つの指定薬局開設者当り１名」で選定（内定）を受けた指定薬局は、既に「イ 一つの指定薬局当り１名」の適用を受けていますので外れます。この時点ですべての「一つの指定薬局当り１名」の選定（内定）が終了となります。次にそれでも予定数に満たない場合は、「ウ イでも予定数に満たない場合は一つの指定薬局当り２人目」を選定（内定）しますが、この場合は「ア」、「イ」で選定（内定）を受けた指定薬局もすべてが対象となります。さらに３人目以降は繰り返しです。次に「①県内出身者」で予定数に満たない場合は「②県外出身者」の中から選定（内定）しますが、予定数を超える場合は前記ただし書きと同様の方法で選定（内定）します。 |
| Ｑ１１－６「一つの指定薬局開設者当たり１名」又は「一つの指定薬局当たり１名」 はどのように算定するのですか。 | Ａ１１－６この員数の算定は、選定（内定）された県内及び県外出身者の合計となります。 |
| Ｑ１１－７指定薬局開設者は奨学生として推薦はどのようにするのですか。 | Ａ１１－７指定薬局開設者は、奨学生として推薦するときは電話又はＦＡＸなどで県薬に連絡してください。 |
| Ｑ１１－８薬学生等の意向確認はどうするのですか。 | Ａ１１－８推薦の際、指定薬局開設者は推薦した旨学生に伝えなければなりませんが、県薬からも当該薬学生等に対して意向を確認することで、学生が安心し又は指定薬局からの推薦を否定することも考えられますので電話等で確認を行います。 |
| Ｑ１１－９奨学金貸与の決定はどのようにしてするのか。 | Ａ１１－９貸与希望薬学生の申請書に基づき奨学金審査会で審査を行い、適格者と判断された場合は奨学金の貸与を最終決定します。なお、適格者が予定者数を超える場合は、Ａ９－５に記載のとおりの手順で選定（内定）します。なお、抽選については貸与希望薬学生等自身、親等又は薬局開設者のいずれかによる抽選を行います。 |